

## 令和6年度飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度要綱

### (目的)

第1条 町長は、本町産業の振興と中小企業者の経営の安定に資するため緊急的な金融対策として、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で利子補給金を交付する。

### (利子補給の対象者)

第2条 町長は、次の要件を満たす中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の認定を受けた特定中小企業者で、セーフティネット保証（4号・5号）を利用して資金の融資を受けた者（以下「対象者」という。）を利子補給の対象とする。

- (1) 町税を完納している者
- (2) 本町に在住する者又は町内に主たる事業所等を有する者
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に融資の実行を受けた者

### (利子補給要件及び対象期間)

第3条 利子補給の要件は次のとおりとする。

- (1) 資金使途 設備資金及び運転資金
- (2) 利子補給対象融資限度額 1対象者につき年500万円以内
- (3) 利子補給額 融資額又は限度額のどちらか少ない額の利子相当額（延滞額を除く。）
- (4) 利子補給対象期間 3年（36回）以内

### (取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、対象者に資金の融資を実行した金融機関とする。

### (利子補給金の認定申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書以外に必要なと認める書類の添付を求めることができる。
- 3 申請は、融資を受けた後、速やかに行わなければならない。

### (利子補給の認定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 利子補給の認定の通知を受けた申請者が認定申請を取り下げの場合は、町長に申出なければならない。

### (利子補給金の交付申請)

第7条 前条の認定を受け利子補給金の交付を申請しようとする者は、補給期間の属する年度の年度末までに飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度に係る償還状況証明書（別紙）
- (2) その他町長が必要と認める書類

### (利子補給金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、利子補給金を交付すべきものと認めた場合は、利子補給金の交付決定を行い、規則第8条の規定により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正又は条件を附すことができ、その内容及び条件を添えて申請者に通知するものとする。

### (利子補給金の支払い)

第9条 利子補給金は年1回の支払いとし、申請者からの請求により支払うものとする。

### (利子補給の打ち切り等)

第10条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、利子補給を中止又は打ち切

ることができる。

- (1) 利子補給期間中、6月間元金又は利子の支払いを滞納したとき。
  - (2) 利子補給期間中、倒産、廃業等の理由により、今後の償還が不可能となったとき。
  - (3) 利子補給期間中、転出等により第2条第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
  - (4) その他この要綱にあきらかに違反すると認められるとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。